

誓約書 (加害者側)

ア)被保険者氏名

貴市町村(組合・広域連合)の(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険)の被保険者 **国保 太郎** が受けた(保険・医療・介護)給付は、私の不法行為に基づくものですので、次の事項を遵守することを書面をもって誓約いたします。

- (保険・医療・介護)給付額確定時に損害賠償金を貴殿に支払いすること。
- 貴殿の書面承諾なしに示談したときは当該給付分に限り、何人に対しても示談の効力を主張しないこと。
- 上記1の支払いに充てるため交通事故が負傷原因の場合 **▲▲海上火災**保険株式会社(農業協同組合)に対して有する自動車損害賠償責任保険(共済)から受けるべき保険金(共済金)中、その給付額を限度として貴殿が優先的に受領することを承認し、同優先部分については誓約者の受領権行使をしないこと。

イ)加害者側の自賠責保険会社

ウ)加害者が誓約した年月日

令和3年 5月10日

誓約者 住 所 **△△市栄町2丁目43番地**

エ)加害者本人の署名・印鑑

氏 名 **福祉和子** 印保証人 住 所 **◇◇町下町1-1**氏 名 **岐阜二郎** 印

〇〇 市町村
国保組合理事
広域連合 長様

オ)保証人は、誓約者と生計を共にしない方が記入ください。(※加害者側の任意保険会社を含む)

(注) 印鑑証明を添付して下さい。

＜注意事項＞

- ① 保険者が代位取得したことによる債権を確保するために、加害者側に誓約をさせます。
- ② 誓約者に誓約書の内容及び国保法第64条第1項の趣旨を十分説明し周知して、本書1部を誓約者に保持させます。
- ③ 次のケースでは、加害者側から提出を求める手段を適宜講じてください。
 ※ 自賠責保険の限度額を、すでに当事者が受領している場合は、誓約書中「3」を抹消する。
 ※ 被害者の過失が相当認められ、加害者側がこのことを主張した場合は、「1」の文中に「**過失割合により**、損害賠償金を貴殿に支払いすること」と補筆する。
 ※ 被害者の過失が相当認められるケースで加害者が本誓約を拒む場合は、無理に誓約していただく必要はありません。
- ④ 加害者が未成年の場合は、監督義務者を誓約者としてください。
 また、加害者が被用者の場合は、被用者本人を誓約者として、使用者を保証人としてください。
- ⑤ 加害者が2名以上の場合は、それぞれの加害者側から誓約書を提出させてください。